

諮問日：令和２年１１月４日（令和２年度（情）諮問第１１号）

答申日：令和３年９月２８日（令和３年度（情）答申第１５号）

件 名：広島家庭裁判所における特定の書記官の処分説明書の一部開示の判断に関する件

答 申 書

第１ 委員会の結論

特定年代の特定性別の書記官を懲戒免職とした，特定年月日付の懲戒処分書，処分説明書及び被処分者の受領書の開示の申出に対し，広島家庭裁判所長が，「懲戒処分書」及び「処分説明書」を対象文書として特定し，その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は，妥当である。

第２ 事案の概要

本件は，苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第２に定める開示の申出に対し，広島家庭裁判所長が令和２年９月３０日付けで原判断を行ったところ，取扱要綱記第１１の１に定める苦情が申し出られ，取扱要綱記第１１の４に定める諮問がされたものである。

第３ 苦情申出人の主張の要旨

職務遂行上の行為又はこれに関連する行為に係る懲戒処分であり，かつ，免職処分であることからすれば，処分説明書（以下「本件対象文書」という。）における処分の理由は，行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）５条１号に相当しないといえる。

第４ 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件対象文書には，被処分者の氏名が処分の内容等とともに記載されており，これらの情報は，一体として法５条１号に規定する個人識別情報に相当する。

そのうち，懲戒処分の公表指針に従って報道機関を通じて公表した情報及び官報公告により公表した情報は，公表慣行がある情報に相当することから，同

情報は開示した。一方、その余の部分は公表しておらず、公にすることが予定されている情報にも当たらないため、同号ただし書イには相当せず、原判断庁において不開示とした（以下「本件不開示部分」という。）ものである。なお、懲戒処分を受けることは、当該被処分者に分任された職務遂行の内容に係る情報とはいえないから、同号ただし書ハには相当せず、同号ただし書ロに相当する事情も認められない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- | | | |
|---|-----------|---------------------|
| ① | 令和2年11月4日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 最高裁判所事務総長から理由説明書を収受 |
| ③ | 令和3年7月16日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ④ | 同年8月20日 | 審議 |
| ⑤ | 同年9月24日 | 審議 |

第6 委員会の判断の理由

- 1 本件対象文書を見分した結果によれば、本件対象文書は、当該被処分者の処分の内容が当該被処分者の氏名等とともに記載されており、これらの情報は、一体として法5条1号に規定する個人識別情報に相当すると認められる。
- 2 最高裁判所事務総長は、本件対象文書のうち、懲戒処分の公表指針（以下「公表指針」という。）に従って報道機関を通じて公表した情報及び官報公告により公表した情報は、公表慣行がある情報に相当することから、同情報は開示したが、その余の部分は公表しておらず、公にすることが予定されている情報にも当たらないため、同号ただし書イには相当せず、原判断庁において不開示としたと説明する。

そこで、当委員会庶務を通じ、裁判所ウェブサイトに掲載されている「懲戒処分の公表指針」（公表指針）を確認したところによれば、「3. 公表内容」として、「事案の概要、処分量定及び処分年月日並びに所属、役職段階等の被

処分者の属性に関する情報を，個人が識別されない内容のものとするを基本として公表する。」と定めていることが認められ，本件対象文書の見分の結果によれば，本件不開示部分は，公表指針に従って公にすることが予定されている情報に関する記載はないことが認められ，また，同号ただし書イに該当する情報が含まれているとは認められない。したがって，最高裁判所事務総長の上記説明は不合理とはいえない。

- 3 苦情申出人は，職務遂行上の行為又はこれに関連する行為に係る懲戒処分であり，かつ，免職処分であることからすれば，処分の理由は，法5条1号に相当しない旨主張する。しかしながら，懲戒処分を受けることは，当該被処分者に分任された職務遂行の内容に係る情報とはいえないから，同号ただし書ハには相当せず，同号ただし書ロに相当する事情も認められない。
- 4 以上のとおり，原判断については，本件不開示部分が法5条1号に規定する不開示情報に相当すると認められるから，妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子